

奈良県立美術館北側敷地フェンス工事
現場説明書

奈良県文化・教育・くらし創造部
文化振興課

現場説明書記載項目

第 1 章 概要

第 2 章 入札注意事項

第 3 章 特記事項

第 1 章 概要

1	工事名	奈良県立美術館北側敷地フェンス工事
2	工事場所	奈良市登大路町 地内
3	工事概要	奈良県立美術館北側敷地フェンス工事 1. フェンス撤去・新設工事
4	完成期日	令和 6 年 1 月 3 1 日
5	概成工期	令和 年 月 日
6	完済部分の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
7	部分使用の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

第2章 入札注意事項

- 1 設計図書等に対する質問の応答（入札手続きに関する事項を除きます。）
 - (1) 質問は「質問書」によりインターネットメールで提出してください。
なお、質問書を送信された際は、以下の担当者まで必ず電話連絡をしてください。
（質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。）
 - (2) 受付年月日・時間等

日	時	令和5年10月2日（月）
		10時00分～11時00分
送付先		奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係 担当 南保
電話番号		0742-27-8806（直通）
E-mailアドレス		bunkas@office.pref.nara.lg.jp
 - (3) 質問回答書の閲覧年月日・場所
質問があった場合は、令和5年10月5日（木）の17時00分までに奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページに掲載します。
- 2 設計図書等の返還
現場説明用図面データ及び数量書のデータ（CD-R）は、入札書提出締切日までに返還してください。
- 3 建設業退職金共済制度の掛け金
落札者は、契約の締結に際しては中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金機構の奈良県支部に納入し、機構発行の掛金収納書を提出してください。
（機構奈良県支部：奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内 TEL0742-22-3345）
- 4 現場説明用図面及び数量書のデータの利用に当たっては「現場説明用図面等データ利用規程」を遵守してください。
- 5 数量書公開について
この工事は数量書公開対象工事です。
数量書公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供するものです。
数量書の公開は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に行います。
数量書に関する疑義は、質問の対象としません。
公開する数量書は、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図書及び仕様書等）ではありません。従って、契約において発注者及び受注者を拘束するものではありません。

第3章 特記事項

1 総論

本工事の建設工事請負契約書、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書を十分に理解し、関連法規・条例等を遵守して、安全に着手・完成してください。

2 適用範囲

施工条件は、*印および ○印のついたものを適用します。

3 施工条件

(1) 一般事項

- * 本工事の施工は、監督員の指示した書類を作成し承諾を受けたうえで着手してください。
- * 本工事は奈良県県土マネジメント部編集「県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携」及び「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）」を適用します。
- * 工事関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行ってください。手続きに必要な費用は受注者の負担とします。また、[建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]の書式に従い、工程管理を行ってください。
- * 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（国土交通省告示）を遵守し、工事を行ってください。
- * 時間的コスト・社会的コスト等の低減を図り、総合的なコスト縮減に努めてください。
- * 本工事に示す内容その他に疑義が生じた場合は、入札前においては質疑によるものとし、受注者決定後においては監督員と充分協議のうえ、その指示に従い施工するものとし、現場の納まり、取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた変更については、監督員の指示によるものとし、

(2) 施工日・施工時間

- 奈良県の休日进行を定める条例（平成元年3月31日 条例第32号）に掲げる県の休日に工事の施工を行わないこととし、施工時間は8時30分から17時30分までとします。ただし、別に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではありません。
- ・ 工事開始指定日は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とします。

(3) 用地

- ・ 借地料（ 円）を本工事に含みます。

(4) 環境対策

- * 「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に基づき、建設資材のリサイクルに努めてください。
- * 最新版の「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品の使用に努めてください。また、「排出ガス対策型建設機械指定要領」「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械の使用に努めてください。
- * 最新版の「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」に基づき、再生資材や建設副産物の有効利用の推進、環境負荷の少ない型枠の利用推進等に努めてください。
- * 最新版の「環境配慮指針（奈良県）」に基づき、環境負荷低減に努めてください。

- ①資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】
- ②当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】
- ③資材調達結果を完成検査前に報告【完成報告】

3品目で奈良県産品（以下、「県内産建設資材（3品目）」という。）が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面（様式2）を監督員に提出してください。様式2の提出時期は、様式1と同じとします。

(7) 安全対策

- * 工事期間中、付近の構築物・道路・地下埋設物等に損傷を与えないよう万全の処置を行ってください。万一破損を生じた場合は、原形に復してください。
- * 工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、及び監督員などと十分打合せのうえ、安全管理を行ってください。
- 本工事の交通誘導員は、工事期間中延べ180人とします。
 - ・ 交通誘導員については、下表のとおりとします。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとします。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計変更に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	配置人数	配置時期

- ・ 当該施設は常時不特定多数の人々が使用する施設ですので、安全等については、十分留意してください。（特に、資材の搬入・搬出については施設管理者と十分協議してください）
- 当該施設周辺は、常時不特定多数の人々及び車両が通行する場所ですので、安全等については、十分留意してください。
- 当該施設の前面道路は常時不特定多数の人及び車両が通行する道路のため、道路使用許可、道路占用許可等を取得する場合は、警察及びその他関係機関と十分に協議の上、安全管理を行ってください。

(8) 工事用道路・車両

- * 工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に工事関係車の出入りには必ず誘導員を立て交通渋滞や一般県民などへの災害に留意してください。
- * 工事関係車両のタイヤ等で場内土を持ち出し、道路等を汚さないでください。また、汚した場合には、速やかに清掃を行ってください。
- * ダンプトラックの過積載防止対策を行ってください。

(9) 仮設

- ・ 指定仮設工事を含みます。
- 工事現場の適切な位置に工事内容を示す表示板を設けてください。表示内容は[別紙表示板の様式]を参考にし、監督員の確認を受けてください。なお、奈良県章は昭和43年3月1日奈良県告示第536号によります。
- 風致地区内行為協議書にて「行為の期間中は当該行為地の見やすい場所に標識を掲示すること。」との条件が付されているため対応してください。
- 本敷地は、史跡（興福寺旧境内）、埋蔵文化財包蔵地（平城京跡、一条院跡、旧大乘院跡、奈良町遺跡（重点地区 興福寺旧境内））、第5種風致地区（春日山風致地区第5種第9ゾーン）内であることから、仮設物（工事現場事務所、仮囲い等）について工事受注者の責任において関係機関と協議してください。

(10) 建設発生土の処理



(15) 他工事との関連

- ・本工事は出合丁場となるので、工事工程・納まり等は、事前に関係者と協議のうえ工事の円滑な進捗を図るとともに、安全協議会を設立し災害防止に努めてください。
- ・その他、下記工事・点検を予定しています。工事・点検工程及び納まり等について、事前に関係者と協議のうえ、工事・点検の円滑な進捗を図ってください。

(16) 分離発注工事

- ・本工事と関連する分離発注工事
- ・工事期間中における工事進入路（敷地内外共）の維持・補修・第三者への対応、工事現場内外の安全・衛生管理及び各受注者間の工程調整を行い、相互の工事が円滑に進捗するよう安全協議会を設置し災害防止を図ってください。
- ・各受注者間の総合打合せを週1回以上行い、工事内容の連絡・工程調整・施工図面等による確認をして、十分に連絡調整を図ってください。
- ・各受注者は、工程表（週間・月間・全工程）を作成して監督員の承諾を受けてください。なお、工程表作成の際は、事前に各工事受注者間で工程を調整してください。
- ・各受注者は、協力して敷地外の工事進入路及び工事現場内の清掃を行ってください。

(17) 適正なコンクリート工事の施工について

- 監督員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。
- コンクリート工の施工にあたっては、「適正なコンクリート工実施に関わる受注者の遵守事項」を遵守してください。
- 受注者は、コンクリート圧送工事の施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等及び落下防止装置）を撮影し、監督員に提出してください。

(18) 早期契約制度について

- ・余裕期間（契約予定日から工事開始指定日の前日）は実工事期間でないため、当該期間内に工事に着手することはできません。従って、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を行うことはできません。
- ・余裕期間内は技術者の配置は不要です。

(19) ワンデーレスポンス実施について

- ・この工事はワンデーレスポンス効果検証対象工事です。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にすることです。
- ・受注者は実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行ってください。
- ・受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び実施工程表に遅れが生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告してください。
- ・効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施しますので、協力してください。
- ・受注者は発注者への質問・協議にあたって、監督員が内容等を速やかに把握できるよう留意して協議を行ってください。

(20) 施工に留意すべき事項

- ・〇〇棟の〇〇部シーリングにPCBまたはアスベストを含有する可能性がありますので、以下の手順で施工を行ってください。なお、本件にかかる施工の手順については、施工計画書に記載してください。
①既存シーリングが施工されている部材の種類ごとに、PCBの分析調査（材種判

定・PCB分析)を行う。

②①の調査において、PCBを含有すると判定された場合、保護手袋・保護マスク等を着用の上、手ばらしにて撤去し、保管する。

③①の調査において、PCBを含有しないと判定された場合、①と同様の位置からシーリングを採取し、アスベスト含有調査(定性分析及び定量分析)を行う。

④③の調査において、アスベストを含有すると判定された場合、特記仕様書に従って撤去、処分を行う。

・〇〇棟外壁の仕上塗材及び下地調整材にはアスベストが含有されており、仕上塗材及び下地調整材の除去についてはA-〇〇記載の工法を想定しています。なお、上記工法の使用が困難な開口部及び出入隅にあっては、集塵装置併用手工具ケレン工法による除去を見込んでいます。

・石綿障害予防規則に基づき、アスベストを含有する建築物、工作物の解体・改修工事を行う場合は、作業の実施状況を写真等により記録し、保存してください。

・アスベストを含有する建材の除去等の作業を行う場合、関係法令に則り適正な措置を講じてください。

(2.1) 県文化財担当部局による指導事項

①本工事は、県文化財担当部局による指導事項があります。

②掘削を伴う工事には、奈良県文化財担当部局職員の立会が必要です。工事着手10日前までに担当者に連絡が必要なため、事前に施工日程及び立会日程について監督員、施設管理者と協議してください。工事立会に必要な資機材、労務等は提供してください。また、掘削を伴う工事が終了したときは、現状変更等終了報告書の提出を行ってください。

(2.2) 現場代理人の常駐を要しない期間

*以下のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合においては、現場代理人の常駐を要しない。

①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

②建設工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

③昇降機(部品含む)の工場製作のみが行われている期間(昇降機工事に限る)

④上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

なお、当該期間については監督員と協議を行って定めることとする。

(2.3) 週休2日促進工事

①本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事の試行対象工事である。実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」により行うものとする。

4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上)を前提に労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、補正率は、「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」を参照するこ

と。

本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

(24) その他

- * 工事目的物及び工事材料等を火災保険、その他保険に付してください。なお、その保険の加入期間は、原則として、工事着工の日から工事完成期日後14日としてください。
- * 保険の付保及び事故の補償
本工事において、受注者は法定外の労災保険※に付さなければなりません。また、保険契約締結後は契約書第57条に基づき、その証券等を発注者に提示してください。
なお、法定外の労災保険にかかる保険料等の費用は現場管理費率の中に計上されています。
※法定外の労災保険：従事する者の業務上の負傷等に対する補償のための保険で、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険
- * 設計変更が生じる場合、当該設計変更に係る積算は、奈良県県土マネジメント部建築工事積算基準を採用するものとします。併せて、請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となっただけの請負率を乗じて得た額とします。
- ・ 本工事は仮契約を締結し、県議会の議決があったときに、仮契約と同一条件により本契約を締結したものとします。
- 本工事にかかる建設工事請負契約書第26条第5項（「単品スライド」条項という。）の運用については、現在「鋼材類（スクラップ含む）等」を対象としていますので、対象材料の価格変動に伴い、請負金額を変更する場合があります。
- ・ 足場は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい」安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て基準」の2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととします。
- ・ 墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(厚生労働省基発0622第2号平成30年6月22日)」により、6.75mを超える箇所での作業についてはフルハーネス型を使用することとします。
- ・ 本工事では、公共工事に従事する労働者の県別賃金を、職種ごとに調査することを目的とした、公共事業労務費調査を実施するため、次の各号に掲げる内容について協力をしなければなりません。また、工期経過後においても同様とします。
 - ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければなりません。
 - ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければなりません。
 - ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い従業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければなりません。
 - ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（該当下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が③と同様の義務を負う旨を定めなければなりません。

なお、調査詳細については、監督員等から別途お知らせします。

- ・本工事では、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査を行います。

なお、調査票は監督員等から配布します。

- 本工事の仮設工事を行うにあたり、埋蔵文化財発掘通知及び風致地区内行為許可申請等が必要となります。工程に影響を及ぼさないよう、速やかに申請してください。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による通知に係る省エネ計画に変更が生じた場合、軽微な変更を除き、当該変更内容について変更の通知を行ってください。